

令和 7 年 3 月 5 日
植 物 防 疫 所

ミカンコミバエ種群及び火傷病菌の発生情報に伴う対応について

今般、ガイアナはミカンコミバエ種群、パキスタン及びサウジアラビアは火傷病菌の発生国であることが新たに判明しました。

このため、ガイアナに対しては、規則別表 2 の 2 項で規定されているミカンコミバエ種群の寄主植物、パキスタン及びサウジアラビアに対しては、規則別表 2 の 16 項で規定されている火傷病菌の宿主植物について、書簡により、令和 7 年 3 月 6 日を発効日として検査証明書の発給停止を要請することとしました。

なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国が当該植物の輸入を停止する旨、通知する予定です。

つきましては、令和 7 年 3 月 6 日以降に発給された検査証明書を添付し、輸入された下記 1 の対象植物については、下記 2 による対応を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象植物

(1) ガイアナ産のミカンコミバエ種群の寄主植物

(植物防疫法施行規則別表 2 の 2 項で規定されている植物)

(2) パキスタン産及びサウジアラビア産の火傷病菌の宿主植物

(植物防疫法施行規則別表 2 の 16 項で規定されている植物)

2 輸入検査

検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該証明書は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に適合しないものとし、法第 9 条第 2 項により廃棄を命ずる。

○ 植物防疫法施行規則 別表 2

http://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2